

静岡県公共事業電子入札運用基準

令和4年10月1日改正

この運用基準は、静岡県が実施する電子入札が円滑かつ適切に運用できるように必要な事項を定めたものです。

(定義)

「電子入札」：電子入札システムで行う入札手続

「紙入札」：従来の紙による入札手続

「発注機関」：案件を発注する県の組織

「入札参加者」：入札(見積りを含む。)に参加しようとする者(入札参加資格者)

「ICカード」：電子認証局が発効した電子証明書

「紙入札者」：紙媒体の入札書により入札に参加する業者

「不落随契」：落札者がいない場合の最低価格入札者等との随意契約

「代表者」：入札参加資格のある業者の代表者

「受任者」：代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者

「経常JV」：経常建設共同企業体

「特定JV」：特定建設工事共同企業体

1 電子入札について

1-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、コンピュータとネットワーク(インターネット)を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務(以下「入開札事務」という。)を処理するシステムです。

静岡県公共事業電子入札システムは、建設工事及び建設関連業務にかかる入札を処理するシステムで、電子入札システムと入札情報サービス(以下「PPI」という。)で構成されるものです。

1-2 電子入札実施の考え方について

各発注機関が電子入札で行う旨を指定した案件(以下「電子入札案件」という。)は電子入札システムで処理することとし、WTO該当案件を除き、原則として紙媒体による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

1-3 PPIの運用について

電子入札案件の入札公告、入札結果の公表、その他入札手続に必要な事項の公表は、原則としてPPIで行います。

2 電子入札システムの利用について

2-1 システムの運用時間について

電子入札システム及びPPIの運用時間は、原則として下表のとおりとします。

	入札参加者	発注機関
電子入札システム	9:00~21:00※	8:30~21:00※
PPI	24時間運用	8:30~21:00※

※土、日、祝日を除く。

2-2 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明します。

静岡県の電子入札システムで利用可能なICカードは、財団法人日本建設情報総合センターの電子入札コアシステムに対応した民間の電子認証局が発行したものです。

2-3 電子入札を利用することができるICカードの基準について

電子入札を利用することができるICカードは、静岡県の建設工事又は建設関連業務委託等の入札参加資格申請をした代表者のICカードに限ります。ただし、県外業者で請負契約に関する権限を受任者に委任している場合は、受任者のICカードに限ります。

2-4 利用者登録について

初めて電子入札システムを利用する場合や、新しくICカードを取得した場合は、電子入札システムによる利用者登録を行ってください。利用者登録をする際に必要な「利用者登録番号」は、初回の入札参加資格認定時に通知します。

「利用者登録番号」の通知書を再発行する場合は、「利用者登録番号請求書」(様式1)により、電子メールで交通基盤部建設業課又は各土木事務所総務課に請求してください。折り返しの電話で確認が取れ次第、再発行します。

また、登録事項に変更がある場合は、電子入札システムによる利用者登録・変更手続きを行ってください。入札参加資格に関わることは、従来どおり変更届を紙媒体により交通基盤部建設業課へ提出してください。

2-5 代理について

電子入札においては、代理は認めません。

2-6 JV の取扱について

JV（経常JV、特定JV）においては、JVの代表構成員が単体企業として利用者登録済みのICカードを使用するものとし、特定JVにあつては結成時に「電子入札利用届（JV用）」（様式2）を発注機関へ提出し、経常JVにあつては入札参加資格申請時に同届を交通基盤部建設業課へ提出してください。

3 システム障害等について

システム障害等により電子入札システムによる入開札事務の処理が出来ないことが判明した場合は、その状況を調査し、原因、復旧見込み等を勘案して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

3-1 県のシステム障害について

県の電子入札システム用サーバーやネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理出来ないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

この場合は、必要な事項を電子入札ポータルサイトに掲載するとともに電子入札システム以外の方法（電子メール、電話、FAX等）により発注機関から入札参加者に連絡するものとします。

3-2 県のシステム以外の障害について

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含む。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札システムによる入開札に参加出来ないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

この場合は、必要な事項を電子入札ポータルサイトに掲載するとともに電子入札システム以外の方法（電子メール、電話、FAX等）により発注機関から入札参加者に連絡するものとします。

4 入札案件登録について

4-1 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の受付期間等は、従来の紙入札方式に準じて設定するものとします。

なお、開札予定日時は、入札書受付締切日時の翌日を基本として、各案件ごとに発注機関が定めるところとします。

4-2 案件登録事項の変更について

発注機関は、登録した案件の登録内容を変更した場合は、電子入札ポータルサイトに変更の概要を掲載するなどの方法により速やかに周知するものとします。

この場合、すでに参加申請書等を提出済みの者がいる場合は、発注機関は確実に連絡の取れる方法により変更した旨を伝え、必要な場合には、書類の再提出を求めるものとします。

5 関係書類の提出について

参加申請書等に添付する添付資料・関係書類（以下「関係書類」という。）は、原則として電子データとして作成し、電子入札システムを利用して提出するものとしますが、その特性によっては紙媒体による提出を求めることがあります。

また、案件の特性によっては説明できる者による持参を求める場合があります。これらの場合は、その旨を案件公告に明記します。

5-1 関係書類の作成方法について

関係書類の作成に使用するアプリケーション（ソフトウェア）及び保存形式は下表を標準としますが、発注機関が指定する場合があります。

No.	アプリケーション名等	ファイル形式等	備考
1	Word (Microsoft Corp.)	doc、docx	パスワードは設定しないでください。 マクロは絶対に含めないでください。 保存形式によっては損なわれる機能があるので、保存したファイルを確認の上、提出してください。
2	Excel (Microsoft Corp.)	xls、xlsx	
3	PDF	pdf	
4	画像ファイル	jpg、jpeg、gif、png、bmp	
5	ファイル圧縮	zip、ただし、圧縮元のファイルは、1～4、および6の形式。	
6	その他	その他発注機関が認めた形式	

5-2 関係書類の提出方法について

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、電子入札システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が3MBを越える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を発注機関と協議の上、その指示に従ってください。

なお、関係書類を紙媒体で（電子入札システムを利用せずに）提出する場合は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書又は公募型指名競争入札参加届出書を提出する際に紙媒体で関係書類を提出する旨の文書を代わりに添付してください。

この場合の紙媒体の提出期限（当該案件の発注機関に必着とします。以下同じ。）は電子入札システムによる提出期限と同一とし、発注機関は必要な関係書類を全て受理した時点で電子入札システムにより参加申請書受付票を発行するものとします。

また、入札後審査型制限付き一般競争入札の場合は、開札後に落札候補者に対して資格確認資料を電子メール等により提出を求めるものとします。

5-3 質問書の提出について

電子入札案件では、原則として電子入札システムにより質問及び回答をするものとします。

5-4 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフトウェア）を導入するなどの対策を講じてください。ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類を提出する前に必ずウィルス感染チェックを行ってください。

発注機関の担当者は、提出された関係書類を直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧等の操作を行うものとします。入札参加者から提出された関係書類がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、交通基盤部技術調査課に連絡するとともに、関係書類の再提出方法を入札参加者と協議するものとします。

6 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書等は電子入札システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。電子入札システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、処理をやり直す必要があります。なお、各受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

また、入札書（内訳書を含む。）の内容は暗号化して記録されますので、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）はその内容を確認することができませんので注意してください。

6-1 電子入札による提出について

電子入札システムによる入札書受付期間は、開札予定日の前々日（午前9時から午後9時まで）及び前日（午前9時から午後4時まで）の2日間（土、日、祝日を除く。）を基本とします。

6-2 ICカードの再取得が間に合わない場合の特例について

会社名、会社住所、代表者の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合は、「旧ICカード使用届」(様式3)を発注機関に提出することによりICカードの再取得をするまでの間(当該事項の変更後2ヶ月以内)は、再取得前のICカードで入札に参加できるものとします。

6-3 紙入札による参加について

電子入札案件において次の紙入札を認める例に該当することとなった場合は、入札参加者は、「紙入札方式参加申請書」(様式4)を当該案件を担当する発注機関に紙媒体で速やかに提出して、承認を得てください。

紙入札によることが承認された場合は、入札参加者は、紙媒体による入札書を発注機関が指定した開札予定日時に指定した場所に持参するものとします。

<紙入札を認める例>

①WTO対象案件の場合

②会社名、会社住所、代表者の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合

③ICカードの閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※上記②、③は、社会通念上妥当な手続き期間内に限ります。

④その他やむを得ない事情があると認められる場合

6-4 内訳書について

入札書に添付する入札価格(工事費)内訳書(以下「内訳書」という。)は、原則として、各発注機関が指定した様式により作成し、電子入札システムの添付機能を利用して入札書と同時に提出するものとします。

内訳書の作成に使用するアプリケーション(ソフトウェア)及び保存形式は、5-1に準じます。

内訳書に対するウィルス対策は、5-3に準じます。

内訳書の提出期間は、電子入札の入札書受付期間と同じです。紙入札の場合は、開札予定日時に開札会場へ持参してください。

内訳書の審査は、別に定める「工事費内訳書の取り扱いについて」により行います。

6-5 入札の辞退

電子入札システムで入札書提出前に辞退する場合、入札書受付期間中に電子入札システムにより辞退してください。

7 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、開札予定日時が同一の電子入札案件がある場合、複数案件の開札は一括開札処理で行います。

ただし、紙入札者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に紙入札者がいる電子入札案件の電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

7-1 開札時の立ち会いについて

電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことが出来ます。代理人が立ち会う場合は、委任状が必要です。

また、紙入札者は紙媒体の入札書を、入札保証金の必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うことが出来るものとしします。

紙入札者及び入札保証金の必要な参加者がいない場合で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、入札に関係のない静岡県の職員を立ち会わせるものとしします。

7-2 電子くじの実施について

電子入札案件で落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、電子くじを実施します。なお、随意契約（見積り合わせ）案件では、電子くじは実施しません。

紙入札者は、任意の数値を決め、入札執行者がその数値を電子入札システムに入力します。

7-3 入札書未提出の取扱について

入札書提出締切予定日時において、入札書又は辞退届が電子入札システムサーバーに未到着の入札参加者（紙入札者を除く。）は、制限付き一般競争入札の場合は入札を辞退したものとみなし、その他の場合は入札を欠席したものとみなします。

7-4 開札の延期について

開札を延期する場合、発注機関は、電子入札システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとしします。

7-5 開札の中止について

開札を中止する場合、発注機関は、入札書を開封せずに電子入札システムに取止めの結果登録をし、電子入札システムその他適当な手段により当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨を通知しま

す。

7-6 入札書提出後の辞退について

原則として、一度提出した入札書の撤回、訂正等は出来ません。

例外として、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置出来なくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、入札参加者（開札後は落札候補者は除く）は落札決定までに電子入札システムにより資格喪失届（電子入札における開札後又は紙入札の場合：「参加資格喪失届」（様式5））を提出するものとし、発注機関の許可により辞退したものとします。

7-7 再度の入札について

第1回目の入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」という。）を電子入札で行います。再入札の入札書受付期間は、第1回目の開札予定日時の概ね2時間後から翌日の午前10時までを基本とします。開札は、入札書受付締切後に速やかに実施します。再入札の実施にあたっては、当該案件に入札書を提出した参加者全員（紙入札者を除く。）に電子入札システムにより再入札通知書を発行します。なお、発注機関は、この基本以外の日時設定をする案件については、再入札通知書発行以前に入札参加者へその旨の周知を図ります。

紙入札者は、発注機関が指定した開札予定日時に指定した場所に入札書を持参するものとします。

8 その他

8-1 ICカードの不正利用

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、入札参加停止等の処分を行うことがあります。電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

<不正にICカードを使用等した場合の例>

- ・ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ 代表者（又は受任者）以外のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合（ただし、6-2に基づく届出書を提出し、かつ代表者が変更後2ヶ月以内の場合は除く。）

様式1 (2-4関係)

利用者登録番号請求書

年 月 日

静岡県知事 様

(届 出 者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 (受任者)

静岡県公共事業電子入札システムに利用者登録する際に必要な「利用者登録番号」を下記のとおり請求します。

記

ICカードの有効期限	
ICカードに記載された所有者名	

【留意点】

※ICカードの所有者名が代表者名と異なる場合は、利用者登録番号等を記載した書面を交付できません。

※上記代表者名とは、静岡県の建設工事又は建設関連業務委託等の入札参加資格者名であり、権限を年間委任している場合はその受任者名です。

※電子メールで交通基盤部建設業課又は各土木事務所総務課に請求してください。

電子入札利用届 (JV 用)

年 月 日

静岡県知事 様

共同企業体の名称

共同企業体の種別 経常建設共同企業体・特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

本共同企業体において、非代表構成員は代表構成員に入札に関する一切の権限を委任し、代表構成員のICカードにより静岡県公共事業電子入札システムによる電子入札に参加したいので、届け出ます。

なお、共同企業体の協定内容については、別途、「共同企業体協定書」に定めます。

様式3 (6-2関係)

旧ICカード使用届

年 月 日

(発注機関の長)様

(届出者)

住 所

商号又は名称

代表者名 (受任者)

このたび、静岡県建設工事等入札参加資格者名簿の登録内容変更に伴いICカードの登録内容を変更することとなりました。

現在新ICカード取得の手續中のため、新ICカード取得までの間、旧ICカードの使用について下記のとおり届け出ます。

建設業許可番号	建設業許可行政庁	建設業許可番号
	国 土 交 通 大 臣 静 岡 県 知 事 () 知 事	第 号
登録内容の変更項目	旧ICカード	新ICカード
商号		
代表者		
住所		
使用期間	年 月 日 (登録内容変更日) ~ 年 月 日 (変更日から2ヶ月以内)	
連絡先	所属・氏名 電 話 番 号	

【留意点】

※発注機関毎に作成し、提出してください。

※届出者のうち、代表者名は新ICカード取得者(本社等より権限の委任を受けている場合は受任者名)を記入してください。

※建設業許可行政庁欄は該当する許可者に○、又は()内に都道府県名を記入してください。

※建設業許可番号のうち、「般-○○」、「特-××」は記入しないでください。

※登録内容の変更項目欄については、該当項目のみ記入してください。

※使用期間のうち、登録内容変更日は建設業許可内容の変更年月日と同じとしてください。

※使用期間終了後に、旧ICカードで入札に参加したことが確認された場合は、入札参加資格停止措置等の対象となることがあります。

紙入札方式参加申請書

年 月 日

(発注機関の長) 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 (受任者)

下記案件について、静岡県公共事業電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を申請します。

記

1 案件名称

2 電子入札システムによる参加ができない理由

上記について承認します。

年 月 日

(発注機関の長)

参加資格喪失届

年 月 日

（発注機関の長） 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 （受任者）

下記案件について、静岡県公共事業電子入札システムによる電子入札の参加資格を喪失したので届け
出ます。

記

1 案件名称

2 理 由

①配置予定技術者を配置出来なくなったため

②入札参加停止処分を受けたため